明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

○著作権法施行令の一部を改正する政令（三六九）　二
○職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（三七〇）　三
○動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七一）　三
○児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七二）　三

〔告示〕

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の主たる事業所の所在地の変更に関する件（**消防庁**一八）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**法務**三二〇）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**三二一）　三
○ジュバ河川港整備計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四五四）　三
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四五五）　三
○キガリ市における高度道路交通システム導入計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四五六）　三
○マリ共和国における脆弱な地域における「みんなの学校」モデルに基づく児童の教育推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**四五七）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**四五八～四六〇）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三一九）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一九四六～一九五九）　四
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法の一部を改正する件（**特許庁**一一）　四
○登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づき納付受託者を指定する件（**同**一二）　四
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条の二第一項に規定する電子署名を定める件（**同**一三）　六
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**一〇〇）　六
○道路に関する件（**同**一〇一）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一二八、一二九）　七

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　最高裁判所　七

〔叙位・叙勲〕

七

〔官庁報告〕

官庁事項　八
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
国家試験　九
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　九
海事代理士試験合格者（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項　二九

裁判所　二九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第三六九号）（文部科学省）

1　著作物の公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる行政審判手続について、著作権法（昭和四五年法律第四八号）第四一条の二第二項の政令で定める法律を定めることとした。（第二条の四関係）

2　この政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行することとした。

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（厚生労働省）

1　キャリアコンサルタント試験及び技能検定試験の手数料の限度額を引き上げることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七一号）（環境省）

1　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四八年法律第一〇五号。以下「法」という。）第三九条の五第一項の登録に係る手数料の額は、一、四〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、四〇〇円）とすることとした。（第五条第一号関係）

2　法第三九条の五第六項の登録証明書の再交付に係る手数料の額は、一、三〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、三〇〇円）とすることとした。（第五条第二号関係）

3　法第三九条の六第一項の変更登録に係る手数料の額は、一、四〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、四〇〇円）とすることとした。（第五条第三号関係）

4　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七二号）（こども家庭庁）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とすることとした。

政　令

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十九号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十一条の二第二項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第一条の三第一項第六号中「第三条まで」を「第二条の三まで及び第三条」に改める。

第二章に次の一条を加える。

（法第四十一条の二第二項の政令で定める法律）

第二条の四　法第四十一条の二第二項の政令で定める法律は、次に掲げるものとする。

一　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

三　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）

四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

五　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

六　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）

七　建設業法（昭和二十四年法律第百号）

八　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

九　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

十　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）

十一　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

十二　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）

十三　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）

十四　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）

十五　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）

十六　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書及び第七条第二項ただし書中「二万九千九百円」を「三万五千四百円」に、「八千九百円」を「一万千四百円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改め、同条第二号中「七百円」を「千三百円」に、「二百円」を「三百円」に改め、同条第三号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司